

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和5年10月25日開催 日本投資顧問業協会]

1. 業態横断的なモニタリング方針等について

○8月末に2023事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、業態横断的なモニタリング方針等についても記載しているので、確認いただきたい。

○金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に留意するので、ご協力をお願いしたい。

(参考) 例えば、以下などに取り組む旨を記載している。

- ① 金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向け、金融機関の経営戦略を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢（ストレス時の対応プロセスを含む）、内部監査等について対話等を通じたモニタリングを行い、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促す。

国内外の金融政策・金利動向を含め、グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し、その動向が金融システムの安定に与える影響について分析を行う。

- ② 金融機関による顧客本位の業務運営の確保に向け、顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。

特に、(ア)リテールビジネスへの経営陣の関与状況、(イ)顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況、(ウ)「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け、(エ)業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品の販売・管理態勢、(オ)実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況といった点について、重点的にモニタリング。

- ③ マネロンガイドラインで求めている実効的な態勢整備を金融機関が2024年3月までに完了するよう、業界団体と連携し、フォローアップを行う。特に、規程類の整備を含め、実効的な取組の前段階となる部分において進捗が遅れが見られる金融機関には、集中的にモニタリングを行い、期限を意識した着実な対応を促す。また、2024年4月以降の態勢の有効性検証等のため、検査・監督体制のあり方について検討を進める。

「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」等を踏まえつつ、他省庁等と連携して、金融機関における防犯対策の強化や本人確認手法の見直し等について検討を行う。

- ④ 経営陣のリーダーシップの発揮状況を含め、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の実効性について検証し、その強化を促す。特に、定期的な脆弱性診断・ペネトレーションテ

スト等を通じた自社対策の有効性の検証や、演習等を通じたインシデント対応能力の検証が適切に行われているか、把握された課題について計画的に対策を講じているか、といった点について、重点的にモニタリング。

サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価する点検票に基づく自己評価の実施を地域金融機関、保険会社及び証券会社に求め、自律的な態勢の強化を促す。

金融庁が主催する金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VIII）を通じ、金融業界全体の事態対処能力の向上を促す。

- ⑤ 経済安全保障推進法の円滑な制度開始（2024年春）に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話を進める。

- ⑥ 金融機関のシステムについて、重大な顧客被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、機動的に金融機関のシステムリスク管理態勢（外部委託先の管理態勢を含む）を検証し、必要に応じて改善を促す。

リスクの高いシステム統合や更改については、あらかじめ金融機関のプロジェクト管理の実効性を検証する。

大手金融機関を中心に、ITレジリエンスについて実態把握や対話を行う。

- ⑦ 金融機関との対話等においては、金融機関の役職員の心理的安全性の確保に努める。また、金融機関や新規参入希望者からの法令解釈に関する問い合わせ等に対しては、可能な限り、迅速で明確な回答に努める。

2. マネロン対策等に係る広報について

- 当庁は、本年7月より、金融機関による継続的顧客管理の重要性・必要性を訴求した国民向けインターネット広告の配信（ユーチューブ広告やバナー広告）を開始した。配信期間は来年3月中旬までを予定している。
- 各金融機関におかれては、例えば、当庁ウェブサイトに掲載されているURLのQRコードリンクを顧客宛ての確認書面に記載するなど、顧客に対してのご説明・ご案内の際に積極的に活用いただきたい。
- 今後も、より多くの一般利用者にマネロン対策等について理解と協力をいただけるよう、引き続き広報に力を入れていきたい。

3. マネロンレポートの公表及び半期フォローアップアンケートについて

- 2022 事務年度版の「マネーローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（通称、マネロンレポート）を6月30日に公表した（これまで2018年、2019年、2022年に公表しており、今年で4回目）。
- レポートでは、検査やモニタリングを通じて把握した金融機関等の共通課題や、取組みの好事例、FATFにおける議論の状況等について記載している。
- 各社におかれては、本レポートも参考に、自らのマネロン等リスク管理態勢の改善や業界全体の底上げに向け、取り組んでいただきたい。
- 24年3月末の態勢整備期限まで残り半年となる中、マネロンガイドラインに記載の「対応が求められる事項」の全項目について適切に対応いただくよう改めてお願いする。
- 当庁としては、各社の9月末時点の進捗状況を確認すべく、先日、半期フォローアップアンケートを発出したところ。回答へのご協力をお願いしたい。

※レポート概要

- ・ 技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等が進行し、金融取引が複雑化する中、コロナ禍における非対面取引の拡大等も要因として、金融機関等が直面するマネロン等に関するリスクも変化。特に、特殊詐欺やサイバー空間での犯罪件数が増加するとともに、暗号資産や資金決済（収納代行）等についても引き続きリスクが内在しており、金融機関等は、マネロン等リスクの変化に応じた継続的なリスク管理態勢の高度化が求められている。
- ・ マネロンガイドラインで求める事項についての態勢整備の期限としている2024年3月末に向け、金融機関の全体的な態勢水準は高度化しているものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた行動計画の検討に時間を要し、実際の取組に遅れが認められる金融機関が存在。
- ・ 金融庁は、検査やヒアリングを通じて、引き続き、金融機関等のリスクベースでの取組みの高度化を促していくため、ガイドラインで対応が求められる事項とされる取組みに関するギャップ分析の正確性、2024年3月末に向けた行動計画の進捗状況について検証を行っていく。

4. 資産運用立国について

- 先日（10月4日）、新しい資本主義実現会議の下に、鈴木金融担当大臣を分科会長とする「資産運用立国分科会」が設置され、初回会合を開催した。資産運用立国の実現に向けた政策プランは、年内に策定する方針。
- 「成長と分配の好循環」を実現していくためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革を実施し、その運用力の向上やガバナンスの改善を図っていくことや、資産運用業への国内外からの新規参入と競争を促進していくことが必要。
- このため、具体的には、
 - ① 資産運用業とアセットオーナーシップの改革として、
 - ・ 大手金融グループによる、資産運用業の運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表、
 - ・ スチュワードシップ活動の実質化や、運用対象の多様化を図るための環境整備
 - ② 資産運用業への新規参入と競争の促進として、
 - ・ 日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正、
 - ・ バックオフィス業務のアウトソーシングをより円滑にする規制緩和、
 - ・ 新興運用業者にとって課題である運用資金獲得を支援するためのプログラム（日本版EMP）の整備
 - ・ 金融創業支援ネットワーク事業の推進、資産運用特区の創設などについて、検討していく予定。
- 政策プランの策定に向けては、様々なご意見を拝聴しながら検討を深めていきたいと考えており、ご協力をお願いしたい。

5. 金融行政方針の公表について

- 2023年8月29日、令和5事務年度の金融行政方針を公表した。これは、事務年度ごとに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするものであり、本事務年度においては、4本柱で構成している。
- 基本的にこれまでの金融庁の行政の考え方や課題意識を踏まえたものとなっていると考えている。

- 金融庁としては、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことが重要であり、この金融行政方針は、その点で良い材料になると考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、行政方針の内容で不明な点、懸念点、提言したい点があれば、気軽に問い合わせ等をしていただきたい。

6. Japan Weeks について

- 9月25日から10月6日にかけて開催されたJapan Weeks（ジャパン・ウィークス）では、様々なイベントが開かれ、岸田総理をはじめ政府関係者が、複数のイベントに参加した。
- 一連のイベントでは、
 - ・ 岸田総理から、例えば、運用対象の多様化の推進や、「アセットオーナー・プリンシプル」の策定など、資産運用立国の実現に向けた新たな施策が表明されるとともに、
 - ・ 中でも最終日の「グローバル投資家とのラウンドテーブル」では、総理と世界を代表する投資家やアセットオーナーが一同に会し、日本への投資について前向きなご発言が多く聞かれたほか、日本での資産運用の課題や政府への期待が述べられたと承知している。
- このように、今回のジャパン・ウィークスは、資産運用立国に向けた政府の強いコミットメントや日本市場の魅力等を発信するとともに、様々な意見を収集する有意義な機会となったものと考えている。
- これらの成果を踏まえつつ、今後、年末にかけて、資産運用立国の実現に向けた、具体的な施策について、各金融機関にも意見をたまわりつつ、検討していきたいと考えているので、引き続き、連携できれば幸い。

7. 資産運用会社及び投資助言・代理業者に対するモニタリングについて

- 2023年8月末に「金融行政方針」を公表したところであるが、2023事務年度の資産運用会社に対するモニタリングとして、運用の実態、運用の適切性、外部委託運用に対する運用管理態勢等についてモニタリングを行うとと

もに、問題が認められる業者に対しては、必要な対応を行うこととしている。

- また、投資助言・代理業者については、インターネット・SNS等を利用した広告表示や勧誘行為に関する情報分析及び検証を進め、必要に応じて監督上の対応を行うなど、適切に対応していくこととしているので、各社においては引き続き適切な業務運営に努めていただきたい。

8. 資産運用立国の実現に向けた取組みについて

- 先ほど総合政策局から説明があったところであるが、考えられる政策プランの一例として、大手金融グループによる資産運用業の運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表について検討するとされたところである。
- 本件は監督局としても注力している事項であるため、今後、資産運用会社や親会社に協力頂くこともあろうかと思うが、その際は是非ともよろしくお願いしたい。

9. 「資産運用業大会」について

- 2023年11月に、投資信託協会との共催により、「資産運用業大会」が開催されるものと承知している。本大会は従来から貴協会の強いリーダーシップの下で開催されてきたと承知しているが、「資産運用立国」というトピックがある中で、本年は特に注目度が高いものと思われる。
- 本大会は、業界関係者が一堂に会し、業界の発展や課題解決に向けて認識を共有し合う大変良い機会だと考えている。ぜひともこのような機会を通じて、資産運用業界全体が、顧客利益の最優先など、国民の安定的な資産形成に向けた社会的使命を改めて確認し、業界一丸となって資産運用立国の実現に向けて取り組んでいただくことを期待している。

10. 公認会計士・監査審査会の活動について

- 公認会計士・監査審査会では、監査業界の現状や審査会によるモニタリングの状況、監査を巡る環境変化への対応などについて、市場関係者や一般の

方々にわかりやすく提供することを目的とし、モニタリング・レポートを作成しており、今般、7月14日に令和5年版を公表したところである。

- 監査業界の概観では、監査業務収入の79.3%が大手監査法人に集中しているものの、近年では、大手の割合が減少傾向にあるとしている。
- 審査会のモニタリングでは、検査結果を踏まえた総合評価の状況を示している。平成28事務年度以降に着手した検査において、最上位区分（総合評価1）「良好であると認められる」とされた法人は存在しない。
前事務年度において、準大手監査法人で初めて（総合評価4）となる事案が発生した。
また、中小規模監査事務所は、大手監査法人、準大手監査法人と比べて総合評価の範囲が下方にシフトしているが、これはリスクベースで検査先を選定していることによる。
- 監査事務所の運営状況では、監査法人のガバナンス・コードの改訂（令和5年3月）について、公認会計士法の改正等により、上場会社等の監査を担う監査法人は、コードに則った業務管理体制や情報開示体制を整備することが義務付けられている。また、コードは中小監査法人等の受入れにも馴染む内容となっている旨を紹介している。
- 会計監査人の異動の状況について、引き続き、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所への異動の傾向が継続している。
- 監査をめぐる環境変化への対応では、中小規模監査事務所の監査を取り巻く環境変化として、公認会計士法改正により、上場会社監査を行う監査法人等に対して、法律上の登録制度が導入されたことに対応し、登録の審査については、日本公認会計士協会内に新設した「上場会社等監査人登録審査会」が行うほか、協会の品質管理レビューを利用し、登録上場会社等監査人としての適格性を確認するとされている。
- なお、こうした状況を踏まえ、
審査会では、
 - ・ 上場会社監査の担い手の変化に伴い、資本市場における役割が増大している準大手監査法人について、これまで原則3年に1度実施していた検査を、原則2年に1度実施することとしたほか、

- ・ 改正公認会計法において上場会社等監査人登録制度が導入されたことにも鑑み、(今事務年度においても、) 中小監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。
- この他、「監査事務所検査結果事例集」や「令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」を策定し、審査会ウェブサイトに掲載しているので、ご活用いただければ幸いです。

(以 上)